

公立大学法人下関市立大学工事執行規程

平成24年6月27日

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、公立大学法人下関市立大学の工事の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、請負とする。

(工事請負契約の相手方の資格)

第3条 工事の請負契約の相手方となることができる者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)とする。ただし、同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を施行する場合又は特別な事情がある場合において、特に建設業者以外の者を工事の請負契約の相手方とすることが適当であると認められるときは、この限りでない。

(契約書の作成)

第4条 次の各号に掲げる契約の締結は、それぞれ当該各号に定める様式による契約書を作成して行うものとする。ただし、別の定めにより当該契約書の作成が省略できるとき、又は工事の請負契約の性質若しくは目的により当該契約書によりがたいときは、この限りでない。

- (1) 工事請負契約 様式第1号(その1)
- (2) 工事請負仮契約 様式第1号(その2)(ただし、条項の部分については様式第1号(その1)の条項の部分を用いるものとする。)
- (3) 工事請負変更契約 様式第2号(その1)
- (4) 工事請負変更仮契約 様式第2号(その2)

2 前項の規定による契約書の作成において、同項各号に掲げる様式に記載されている事項で、当該契約の対象とする工事の性質若しくは目的により該当のないもの又は不適切となるものについては、これを削除とし、又は必要な修正をすることができる。

(公立大学法人下関市立大学経営審議会の承認等)

第5条 契約金額が5,000万円以上の工事請負契約を締結しようとするときは、理事長は、公立大学法人下関市立大学経営審議会(以下「経営審議会」という。)の承認を得なければならない。承認を得て締結した契約の内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 契約金額が1,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約を締結したときは、理事長は、経営審議会に報告しなければならない。

(本契約確定の通知)

第6条 工事請負仮契約書又は工事請負変更仮契約書を締結した場合において、経営審議会の承認を得たときは、速やかに本契約成立通知(様式第3号)により、本契約として確定した旨を通知するものとする。

(工程表)

第7条 契約担当者は、工事請負契約の相手方(以下「請負者」という。)に対し、工事請負契約締結(工事請負仮契約にあっては、前条の規定による本契約確定の通知)後5日以内に、工程表を提出させなければならない。ただし、工期が30日未満の工事については、この限りでない。

2 契約担当者は、前項の規定により工程表を提出させた場合において、設計図書、工期等の変更に伴い必要があると認めるときは、請負者に対し、当該変更の日から5日以内に、当該変更に係る工程表を提出させなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等の選任通知)

第8条 現場代理人及び建設業法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等又は同法第26条の2の規定による専門技術者(以下「主任技術者等」という。)の選任の通知を、現場代理人及び主任技術者等選任通知書(様式第4号(その1))により、これを行わせるものとする。

(監督職員)

第9条 理事長は、工事の施行について、請負者又は現場代理人に必要な監督及び指示を行わせるため監督職員を置かなければならない。

2 理事長は、前項の規定により監督職員を置いたときは、当該監督職員の選任について様式第4号(その2)により請負者に通知するものとする。当該監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 工事進捗の状況を調査し、工事現況報告書(様式第4号(その3))を毎月1回上司に提出すること。ただし、工期が30日未満の工事については、この限りでない。

(2) 工事の進捗状況等に異状があると認めるときは、直ちにその事実を記載した工事事故報告書(様式第4号(その4))を提出し、その措置について上司の指示を受けること。

(3) 設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に明示されていないもの又は設計図書が交

互に符合しないものがあるときは、指示を行うこと。

(4) 図面と工事現場の状態とが一致しないとき、設計図書に誤り若しくは脱漏があるとき、又は地盤等について予期することができない状態が発見されたときは、必要な指示を行うこと。

(5) 工事中材料の検査を行うこと。

(6) 支給材料及び貸与品の検査及び不用となったものの措置について指示を行うこと。

(7) 工事中材料のうち調合を要するものについては、調合に立ち会うこと。

(8) 水中又は地下に埋設する工事等工事の完成後外面から明視することができない部分の工事を施行するときは、これに立ち会うこと。

(9) 災害防止その他特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとるよう請求すること。

(10) その他工事の施行について立会い又は指示をすること。

4 監督職員は、現場代理人若しくは主任技術者等又はその他請負者が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

(工事完成通知)

第10条 請負者による工事の完成の通知は、工事完成通知書（様式第5号（その1））によりこれを行わせるものとする。

(工事手直完了通知)

第11条 請負者による工事の手直完了の通知は、工事手直完了通知書（様式第5号（その2））によりこれを行わせるものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 工事の検査は、監督職員立ち会いのもと、現地において契約書、設計書、仕様書その他関係書類を対照し厳正に行わなければならない。

2 前項の関係書類は、試験資料、報告書、保証書、測定表、承認図書、必要とする官公署の認可証及び理事長又は監督職員が必要と認める書類とする。

3 水中又は地中その他外部から検査を行いたい部分の検査は、第9条第2項第8号に規定する監督職員の立ち会い及び工事写真等の記録により認定することができる。

4 工事の検査で特に必要があると認めるときは、一部を取り壊して検査することができる。

- 5 監督職員は、工事の検査（中間検査を除く。次項において同じ。）を行い、その工事が適正であると認めたときは、これを理事長に報告しなければならない。
- 6 監督職員は、工事の結果、その工事に手直しが必要であると認めるときは、その旨を理事長に報告しなければならない。
- 7 監督職員は、その実施する工事の検査について、工事検査台帳その他の帳簿により当該工事の検査に係る必要な事項を記録しておかなければならない。
- 8 監督職員は、検査の実施にあたり、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合等には、当該検査を委託することができる。
- 9 理事長は、前項の規定による工事の出来形検査又は完成検査を行い、当該検査が完了したときは、その結果を様式第6号により請負者に通知するものとする。
- 10 理事長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに工事の目的物の引渡しを受けるものとする。

（請負代金の支払）

第13条 工事の請負代金（以下「請負代金」という。）は、前条第10項の規定により請負者から工事の目的物の引渡しを受けた後に支払うものとする。

（部分払）

第14条 前条の規定にかかわらず、理事長は、対象工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（製造工場等に工事製品がある場合にあっては当該工事製品を含むものとし、監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象となることを指定したのものに限る。以下「出来形部分等」という。）に相当する請負代金の額（以下「請負代金相当額」という。）の10分の9以内の額を支払うことができる。

2 前項の請負代金相当額は、次の式により算定するものとする。

出来形部分等相当額×(請負代金額／設計金額)＝請負代金相当額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)

3 次条第1項の規定により前金払をしている場合において、部分払をすることができる金額は、次の式により算定した金額とする。

部分払をすることができる金額＝第1項の請負代金相当額×(9／10－前払金額／請負代金額)

（前金払）

第15条 第13条の規定にかかわらず、理事長は、請負代金額が100万円以上の工事について請負者が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と工期を保証期間とする同条第5項に規定する保証契約を締結したときは、当該請負者に対し、当該保証契約に係る保証金の額の範囲内において請負代金額の10分の4を超えない金額の前金払をすることができる。

2 理事長は、請負者から適法な前金払請求書を受理したときは、その日から15日以内に前金払をするものとする。

(その他)

第16条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

様式第 1 号（その 1）

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請負代金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 5 契約保証金

上記の工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 下関市大学町二丁目 1 番 1 号
公立大学法人下関市立大学
理 事 長 印

請負者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書の工事(以下「対象工事」という。)をその工期(以下「工期」という。)内に完成し、対象工事の目的物(以下「工事目的物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金(以下「請負代金」という。)を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。
- 12 対象工事の施工に関して乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (関連工事の調整)
- 第2条 甲は、乙の施工する対象工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- (工程表)
- 第3条 乙は、この契約の締結の日から5日以内に設計図書に基づいて、対象工事の工程表を甲所定の様式により作成し、甲に提出しなければならない。ただし、対象工事の工期が30日未満である場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、この契約を変更する契約を締結した場合に準用する。
- (契約の保証)
- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社

(以下「保証事業会社」という。)の保証

- (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、対象工事の請負代金の額(以下「請負代金額」という。)の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 5 前各項の規定は、甲が乙に対しこの契約の保証を必要としない旨の意思を表示したときは、適用しないものとする。
(権利義務の譲渡等)
- 第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物又は工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物であるものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
(一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6条 乙は、対象工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
(下請負人の通知)
- 第7条 乙は、対象工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。
(特許権等の使用)
- 第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(監督職員)
- 第9条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにおいてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにおいては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。
(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 乙は、次に掲げる者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定による主任技術者、監理技術者等の技術者(以下「主任技術者等」という。)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場(対象工事を施工する場所をいう。以下同じ。)に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。ただし、甲が特に必要があると認めるときは、工事現場に常駐せずに、その運営及び取締りを行うことができる。
 - 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
 - 4 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これらを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 甲又は監督職員は、主任技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が対象工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 3 乙は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、当該不合格の決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 乙は、設計図書において、監督職員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 乙は、設計図書において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督職員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 甲が乙に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 甲又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのうえ、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、乙は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、その旨を直ちに甲又は監督職員に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により見出すことが困難であった隠れたかきがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければ

- ばならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは当該貸与品若しくは他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは当該貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、対象工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。
- (工事用地の確保等)
- 第16条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた対象工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、乙が対象工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 対象工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。
- (設計図書不適合の場合の改造等の義務及び破壊検査等)
- 第17条 乙は、対象工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、甲又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該適合が甲又は監督職員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 甲又は監督職員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項ま

での規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、対象工事の施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は乙に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、甲又は監督職員は、対象工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は乙に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、対象工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲又は監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 甲又は監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指し示す必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 甲は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき(工事目的物の変更を伴うこととなる場合を除く。)は、乙と協議してこれを行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が対象工事を施工できないと認められるときは、

甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、対象工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、対象工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により対象工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が対象工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては乙が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあつては、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあつては、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で、この契約を締結した日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又

- は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行なった後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前の本条の規定に基づく請負代金額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。
- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲又は監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 3 第1項の場合においては、乙は、その執った措置の内容を甲又は監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 4 甲又は監督職員は、災害防止その他対象工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 5 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他対象工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。))によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 対象工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第48条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち対象工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他対象工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。
(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の対象工事に関する記録等により確認することができる工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 第1項の損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 請負代金額のうち損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 請負代金額のうち損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に対する償却費相当額を差し引いた額(以下「償却費に係る損害額」という。)とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額す

べき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合にあつては、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(完成の通知、検査及び引渡し)

第31条 乙は、対象工事を完成したときは、その旨を甲に所定の様式により通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に、乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、対象工事の完成を確認するための検査(以下「完成検査」という。)を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は乙に工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 4 甲は、完成検査によって対象工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 5 乙は、対象工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を対象工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、対象工事が完成検査に合格したときは、請負代金支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)を、前項の期間(以下「支払期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、第31条第4項の規定による引渡しを受ける前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 乙は、対象工事について、保証事業会社と工期の満了の日(以下「完成期日」という。)を保証期限とする前払金保証契約(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約をいう。以下同じ。)を締結し、その保証証書を甲に寄託したときは、その保証証書記載

査」とあるのは「指定部分に係る工事が出来形検査」と、「請負代金支払請求書」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金支払請求書」と、同条第2項中「請負代金支払請求書」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金支払請求書」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と、同条第3項中「完成検査」とあるのは「出来形検査」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に対する請負代金
相当額×(1－前払金額／請負代金額)

- 3 前項に規定する指定部分に対する請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 乙は、甲が第34条の規定、第37条の規定又は前条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、かつ、乙が相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず、甲がその支払をしないときは、対象工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が対象工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が対象工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の対象工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第40条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めて当該かしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 3 甲は、工事目的物の引渡しを受けた際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該かしがあることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 甲は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又は損傷したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

- 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙が当該支給材料又は当該指図が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 乙の責めに帰すべき事由により工期内に対象工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、完成期日の翌日から対象工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金額(対象工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額)に年5パーセント

- の割合を乗じて計算した額とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の全部又は一部の支払が遅れた場合においては、乙は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に大蔵省告示による率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
- (甲の解除権)
- 第42条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、対象工事に着手すべき期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により工期内に対象工事を完成しないとき、又は完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 対象工事について第10条第1項第2号の規定による主任技術者等を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 第43条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、かつ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (3) 乙が、独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。
 - (4) 乙が、独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決(同条第3項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (5) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (6) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 第44条 甲は、対象工事が完成するまでの間は、第42条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (乙の解除権)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が2分の1以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による対象工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、当該中止が対象工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 甲は、この契約が解除された場合において、工事の出来形部分等を検査のうえ、当該検査に合格した出来形部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合の検査において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度において破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、乙は、この契約の解除が第42条又は第43条の規定によるときにあっては、前払金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に大蔵省告示による率を乗じて計算した額を利息として、当該余剰金の額に付した額を、当該解除が第44条又は前条の規定によるときにあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分等の検査に合格した部分で使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくは損傷したとき、又は工事の出来形部分等の検査に合格しなかつた部分で使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、この契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は

修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条又は第43条の規定によるときは甲が定め、前2条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙の執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に伴う損害の賠償)

第47条 乙は、この契約に関して、第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第43条第1項第1号から第5号までに掲げる場合において、命令又は審決の対象となる行為が不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金額の10分の1に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第31条の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 甲は、前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

(火災保険等)

第48条 乙は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により工事目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっ旋又は調停)

第49条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっ旋又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他乙が対象工事を施工するために使用している下請負人、労働者等対象工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により甲が措置を執った後又は甲若しくは乙が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっ旋又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっ旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の費用)

第51条 この契約書に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。
(その他)

第52条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

様式第 1 号（その 2）

工事請負仮契約書

この仮契約は、公立大学法人下関市立大学経営審議会の承認を得た後、発注者が請負者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約として確定するものとする。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 本契約成立の通知により指定した日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)
- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等
 - (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体等の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

なお、別添の条項の第 4 条第 1 項中「この契約の締結」とあるのは、「頭書の定めによる本契約の確定」と読み替えるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 下関市大学町二丁目 1 番 1 号
公立大学法人下関市立大学
理 事 長 印

請負者 住 所
氏 名 印

備考

- 1 この様式の頭書の請負者の氏名の欄には、請負者が法人の場合においては、その商号又は名称及び代表者の氏名を記入する。
- 2 この様式の頭書の請負者の住所及び氏名の欄には、請負者が共同企業体を結成している場合においては、その共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

様式第2号（その1）

工事請負変更契約書

1 工事名

2 工事場所

上記の工事について、 年 月 日に発注者と請負者との間に締結した工事請負契約（以下「原契約」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

次に掲げる事項に係る原契約の一部について、当該各号に掲げるとおりに変更する。

- (1) 工事内容
- (2) 工期
- (3) 請負代金額
- (4) 契約保証金
- (5) その他

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 下関市大学町二丁目1番1号
公立大学法人下関市立大学
理事長 印

請負者 住所
氏名 印

備考

- 1 この様式の請負者の氏名の欄には、請負者が法人の場合においては、その商号又は名称及び代表者の氏名を記入する。
- 2 この様式の請負者の住所及び氏名の欄には、請負者が共同企業体を結成している場合においては、その共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

様式第2号（その2）

工事請負変更仮契約書

この仮契約は、公立大学法人下関市立大学経営審議会の承認を得た後、発注者が請負者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約として確定するものとする。

- 1 工事名
- 2 工事場所

上記の工事について、 年 月 日に発注者と請負者との間に締結した工事請負契約（以下「原契約」という。）の一部を変更する仮契約を次のとおり締結する。

次に掲げる事項に係る原契約の一部について、当該各号に掲げるとおりに変更する。

- (1) 工事内容
- (2) 工期
- (3) 請負代金額
- (4) 契約保証金
- (5) その他

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 下関市大学町二丁目1番1号
公立大学法人下関市立大学
理事長 印

請負者 住所
氏名 印

備考

- 1 この様式の請負者の氏名の欄には、請負者が法人の場合においては、その商号又は名称及び代表者の氏名を記入する。
- 2 この様式の請負者の住所及び氏名の欄には、請負者が共同企業体を結成している場合においては、その共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

様式第3号

第 号
年 月 日

請負者

様

公立大学法人下関市立大学
理事長 印

本契約成立通知

このことについて、 年 月 日に発注者と請負者とは締結した下記の工事に係る仮契約は、 年 月 日をもって本契約とする。

なお、本契約として確定した工事請負仮契約書の定めに基づき指定する工期の始期は、 年 月 日とする。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

(注) 工事請負変更仮契約を本契約とする場合においては、なお書きの部分は、記載しないものとする。

様式第4号（その1）

現場代理人及び主任技術者等選任通知書

年 月 日

公立大学法人 下関市立大学

理事長 様

請負者 住 所
氏 名 印

貴学から請け負いました工事の現場代理人及び主任技術者等を、次のとおり定めましたので、通知します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 現場代理人及び主任技術者等

現場代理人	住所
	氏名
主任技術者	住所
	氏名
監理技術者	住所
	氏名
専門技術者	住所
	氏名

備考

- 1 この様式の請負者の氏名の欄には、請負者が法人の場合においては、その商号又は名称及び代表者の氏名を記入する。
- 2 この様式の請負者の住所及び氏名の欄には、請負者が共同企業体を結成している場合においては、その共同企業体の名称並びに代表者の住所及び氏名を記入する。

様式第4号（その2）

第 号
年 月 日

請負者

様

公立大学法人 下関市立大学
理事長 印

監督職員の選任（変更）について

公立大学法人下関市立大学工事執行規程第9条第2項の規定に基づき、本学が発注した工事の監督職員を、次のとおり定めましたので、通知します。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 監督職員
所属
氏名

様式第4号（その3）

年度 工事現況報告書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から 年 月 日まで

4 請負代金額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

5 請負者 住所
氏名

6 工事の現況

(1) 出来形 年 月 日現在 %

(2) 工事内容

設計工程 % 本期分工程 % 累計工程 % 残工
程 %

(3) 工程表と工事進捗との対比 %

(4) 本期分の事業概要

(5) 残工程の事業概要

(6) その他必要な事項

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

監督職員 職名 氏名 印

様式第4号（その4）

工事事故報告書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負者 住所
 氏名
- 5 事故内容

上記のとおり報告いたします。

年 月 日

監督職員 職名 氏名 印

様式第5号（その1）

工事完成通知書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 4 契約締結日 年 月 日
- 5 工期 年 月 日から 年 月 日まで

貴学から請け負いました上記の工事が完成しましたので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
氏 名 印

様式第5号（その2）

工事手直完了通知書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 4 契約締結日 年 月 日
- 5 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 工事内容(手直事項)

上記の工事内容(手直事項)を完了しましたので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
氏 名

印

様式第 6 号

第 号
年 月 日

請負者

様

公立大学法人 下関市立大学
理事長 印

工事の検査の完了及びその結果について

年 月 日付けで、(完成の通知 ・ 部分払の請求)のありました次の工事について、公立大学法人下関市立大学工事執行規程第 12 条に基づき、(完成検査 ・ 出来形検査)を完了しましたので、その結果を通知します。なお、請負契約に従い、工事代金の請求の手続(契約保証金又はこれに代えた担保の返還請求ができるときは、その請求を含む。)を行ってください。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約保証金等
- 4 検査の種類
- 5 検査完了年月日
- 6 検査の結果